

鴨川環境保全区域の指定

平成20年1月18日
京都府告示第19号

京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第8条第1項の規定により、鴨川環境保全区域を次のとおり指定する。

区域図 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図は、京都府建設交通部河川課及び京都府京都土木事務所に備えておく。）

自動車等の乗り入れを禁止する区域の指定

平成20年1月18日
京都府告示第20号

京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第16条の規定により、自動車等の乗り入れを禁止する区域を次のとおり定める。

区域図 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図は、京都府土木建築部治水総括室河川整備管理室（注：平成20年4月1日から京都府建設交通部河川課）及び京都府京都土木事務所に備えておく。）

自転車等の放置を禁止する区域の指定

平成20年1月18日
京都府告示第22号

京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第17条第1項の規定により、自転車等の放置を禁止する区域を次のとおり定める。

区域図 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図は、京都府土木建築部治水総括室河川整備管理室（注：平成20年4月1日から京都府建設交通部河川課）及び京都府京都土木事務所に備えておく。）

打ち上げ花火等の使用を禁止する区域の指定

平成20年1月18日
京都府告示第23号

京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第19条の規定により、打ち上げ花火等の使用を禁止する区域を次のとおり定める。

区域図 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図は、京都府土木建築部治水総括室河川整備管理室（注：平成20年4月1日から京都府建設交通部河川課）及び京都府京都土木事務所に備えておく。）

バーベキュー等を禁止する区域の指定

平成20年1月18日
京都府告示第24号

京都府鴨川条例（平成19年京都府条例第40号）第21条の規定により、バーベキュー等を禁止する区域を次のとおり定める。

区域図 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図は、京都府土木建築部治水総括室河川整備管理室（注：平成20年4月1日から京都府建設交通部河川課）及び京都府京都土木事務所に備えておく。）